

## 《2012年1月 月例会報告》

【日時】2012年1月25日（水）19:10～21:10（終了後は「ルン」～12:00頃）

【会場】筑波大学附属高校 3F 会議室（東京都文京区大塚 1-9-1）

【テーマ】日本のスポーツ、これまでとこれから

【報告者】清水諭（筑波大学体育系）

【参加者（会員）10名】井上俊也（大妻女子大学）、牛木素吉郎（ビバ！サッカー研究会）、落合博（毎日新聞社）、北原由（武蔵野北高校／青梅 FC）、佐藤真成（サッカー感(観)戦家）、嶋崎雅規（帝京高校）、清水諭（筑波大学体育系）、白髭隆幸（国際スポーツプレス協会会員）、中塚義実（筑波大学附属高校）、松岡耕自（立命館大学サッカー部コーチ）

【参加者（未会員）3名】★片上千恵（イメージワークス）、竹中茂雄（FC戸越）、国島栄市（ビバ！サッカー研究会）

【報告書作成者】中塚亮太（東京大学ア式蹴球部1年／未会員）

\*\*\*\*\*

# 日本のスポーツ、これまでとこれから

－日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 周年の節目に－

清水 諭（筑波大学体育系）

\*\*\*\*\*

### <目 次>

#### I. プレゼンテーション

1. 2011 年を振り返る
2. 日本体育協会・日本オリンピック委員会創立 100 周年記念シンポジウム
3. 「スポーツ宣言－21 世紀におけるスポーツの使命－」
4. 「スポーツ基本法」の成立（2011 年 8 月 24 日施行）と特徴
5. 「スポーツのチカラ」を問い直す

#### II. ディスカッション

1. 「スポーツ宣言日本」ができるまで－過去の反省は？
2. 「スポーツ基本法」ができるとどうなるか？
3. 「スポーツ基本法」成立の“政治的”背景
4. オリンピックのメダルと生涯スポーツ振興のバランス
5. 「スポーツ基本計画」をどうつくるか？
6. スポーツ振興の財源をどう確保するか？ 今後の展望は？

# I. プレゼンテーション（清水論）

こんばんは、清水論です。スポーツ社会学でスポーツイベントの文化研究などをやっています。今日は、昨年、体協の100周年記念シンポジウムに関係したこともあって、日本のスポーツ政策についてまとめてきましたので、皆さんに議論していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

## 1. 2011年を振り返る

昨年、2011年は、1911年に大日本体育協会ができてからちょうど100年という年でした。「日本体育協会の創立とストックホルム・オリンピック大会予選会開催に関する趣意書」が100年前に書かれましたが、それから100年たって、これからの未来を見通す「スポーツ宣言」を出すことになって、2010年のはじめ頃から関わって来ました。体協100周年の事業は、筑波大学のスポーツ社会学の教授で、現在は日本ウェルネススポーツ大学というところに移っておられる佐伯年詩雄先生が中心となり、3つのシンポジウムと東京での総括シンポジウム、そして「スポーツ宣言日本～21世紀におけるスポーツの使命～」というものを出すというプロジェクトでした。

2010年10月に福島、12月に京都、2011年2月に広島という3カ所でスポーツ宣言の基本となる3つのテーマについてそれぞれ話し合うことを目的とし、仲澤眞さん、菊幸一さん、そして私がコーディネーターとしてそれぞれ配置され、シンポジウムを行いました。そして、その3つの会場のものを2011年7月15日、佐伯年詩雄氏がコーディネーターとなった東京でのシンポジウムで総括して、「スポーツ宣言」を採択する、という流れでした。

自民党の森喜朗さん、遠藤利明さん、橋本聖子さんを中心とする超党派のスポーツ議員連盟が2007年からずっと作ってきて、2011年8月24日に施行された「スポーツ基本法」というものがありますが、それとは異なり、民間の体協・JOCがスポーツ宣言を出した、というものです。

3月11日に大震災があって、津波や原発による崩壊がある中で、体協・JOC創立100周年を迎えたわけですが、よく「スポーツの意味」とか、「スポーツの力」という言葉が聞かれるようになりました。そういう流れの中で今年2012年は、「サロン2002」という名前からするとちょうど10年ということで、中塚さんはこれを振り返りながらこれからどうしようかということを考える機会として、この会を2012年の1月にもってきたのではないかという予測も私にはありました。その上で、今日は発表させていただきます。

## 2. 日本体育協会・日本オリンピック委員会創立100周年記念シンポジウム

### 1) 日本のスポーツ100年の歴史

まず、日本のスポーツ100年の歴史ですが、1911年に嘉納治五郎氏が会長となって、小石川区大塚窪町東京高等師範学校に、大日本体育協会が置かれるところから始まります。スポーツ界の歴史は、大体オリンピックやアジア大会といったスポーツイベントを軸にして捉えられていくわけですが、違った視点からすれば、社会や世界の出来事の流れの中でのスポーツの位置を捉える必要があると思います。

例えば、1923年9月1日に関東大震災が発生しましたが、その復興の意味も込めて、毎日新聞社が選抜高校野球を創設しました。また、敗戦の翌年1946年、荒廃した国民生活に光明と希望を与えるためのスポーツ復興の先駆けとなる大会として、第一回国民体育大会が開催されました。つまり、スポーツを復興することによって、国民の生活を何とかしようという目的があったわけです。

その後、1961年にスポーツ振興法が成立し、62年に日本スポーツ少年団が結成されます。64年の10月10日から約2週間、東京オリンピックが開催されましたが、この年の6月16日には新潟地震が

発生しています。東京オリンピックに際して、新幹線の建設や首都高速道路、環七、環八、その他の道路の整備、またホテルの建設や NHK ができるなどといった首都東京の開発が行われましたが、こうしたイベントを中心にした社会基盤や経済振興のかたちが地方にも広まったということは、戦後日本の社会を考えると重要な要素だったと思います。

それから、72年には沖縄返還で沖縄が祖国復帰し、翌73年には特別国体が開催されます。これは、いま行われている各種目で地域予選会を行って、勝ち上がった選手たちが出てくるといようなものではなく、沖縄復帰記念として各都道府県から各種目3人ほどの枠の中で選手を出して競技をするという、お祝いと親善の意味が前面に出た特別な国体でした。その後、1987年に一巡目最後の国体が沖縄で開催されますが、そのときには天皇、自衛隊、日の丸という3点セットの中で様々な事件が起きました。こうした地震、戦争、返還、復帰という中でスポーツというものの位置、意味を改めて考え直さなければいけないと思います。

先ほど申しましたように、1961年にスポーツ振興法ができましたが、その後2000年代に大きな変化がありました。2000年に文部省がスポーツ振興基本計画を策定すると、2001年には21世紀のスポーツ振興方策を公表し、国際競技力向上戦略、JOC ゴールドプランを策定します。また2001年にはスポーツ振興くじ(toto)が販売開始になり、2002年のFIFAワールドカップ日韓共催のときには、totoの助成による総合型地域スポーツクラブ育成事業が開始されます。もちろん1990年代から準備がなされてきているのですが、2000年代になって一気に、このような総合型地域スポーツクラブ育成事業や、totoの助成という経済的な基盤、そして振興方策が成立したわけです。

また、2004年には新潟県中越地震が発生しますが、このとき様々なスポーツと中越地震の復興の話も出てきました。

2006年に文部科学省はスポーツ振興基本計画を改定し、2008年には21世紀スポーツ振興方策の改定とスポーツ振興方策2008が公表され、またナショナルトレーニングセンターへの改称も行われました。2009年には総合型地域スポーツクラブ全国協議会、SC全国ネットワーク設立、そして2011年に日本オリンピック協会創立100周年を迎えたわけです。

こうした流れの中で文科省、厚労省、日本体育協会、JOCが、国家として、あるいは独自にプランを持って政策を打ち出してきたというのが2000年代の状況だと思います。

体協は、2011年に創立100周年ということで「日本のスポーツ100年」という100年を振り返るビデオを作りました。今回はそのダイジェスト版を見ていただきます。

～約17分間ビデオ視聴～

## 2) 100周年記念シンポジウム概要

ビデオの最後にありましたように、スポーツにはまず、ソーシャルインクルージョンとよばれる、排除ではなく包含することで人をつなぎ、包み込むという可能性があり、これを基にして「公正で福祉豊かな地域生活を創造する」使命があると考えられます。これが福島でのテーマでした。

京都では、「スポーツで考える環境と共生の時代」というテーマで議論を行いました。すなわち、からだの声を聞いてからだから環境を考える、からだやスポーツからライフスタイルの変容を考える、NGOやNPO組織の運動の重要性を考えるといったことです。1997年に京都で環境に関する重要な会議(地球温暖化防止京都会議; COP3)が開催されましたが、環境と共生の時代をつくるということがスポーツの第2の使命であると考えられます。

第3の使命について、私が担当した広島では、「スポーツが築く平和と友好に満ちた世界」というテーマでシンポジウムを行いました。シンポジストには、「スポーツと平和」で基調講演を行ってくださった明石康さんのほか、真田さん、野上さん、山下さん、衣笠さん、そしてモントリオールの走り高跳びのオリンピックだった曾根さんに来ていただきました。総括すると、「フェアプレーの精神に基づ

く人間の相互尊重と相互理解に価値を置く文化活動がスポーツであり、それは一人一人の顔の違いを認識させ、他民族他国民の単純なステレオタイプ化を困難にするだろう。変動する世界情勢にあって国際的に信頼のおける日本を打ち出せるソフトパワーとして、嘉納治五郎以来の体育やスポーツというものが日本にあるだろう」という議論がなされ、スポーツが築く平和と友好という使命を「スポーツ宣言」の中に入れ込んだわけです。真田さんには本当に多くの留学生を招いた関係から嘉納治五郎の国際貢献について、元駐米大使で今は JOC の理事をやっている野上さんには、現代社会においても BRICs をはじめとする国々が未だにオリンピック招致によって国際的アピランスを獲得しようとしていることについて、山下さんには NPO 法人の柔道を通じた活動、柔道教育ソリダリティーについて、衣笠さんには広島東洋カープ時代の市民との関係について、曾根さんには広島アジア大会での公民館一つにつき一国を応援する一館一国運動や、原爆後の様々な復興とスポーツ、さらに様々な国際交流について発表していただきました。

## 日本体育協会・日本オリンピック委員会創立 100 周年記念シンポジウム

### ——日本のスポーツ 100 年「これまで」と「これから」——

- 1) 福島会場 (2010.10.23(土)、ビッグパレットふくしま：コーディネーター 仲澤 眞)
  - スポーツによる「公正で福祉豊かな地域生活」の創造——
  - ・人をつなぎ、包み込むスポーツの可能性 (social inclusion)
- 2) 京都会場 (2010.12.11(土)、京都会館：コーディネーター 菊 幸一)
  - スポーツで考える「環境と共生」の時代——
  - ・からだの声を聞き、からだから環境を考える。からだやスポーツからライフスタイルの変容を考える。NGO、NPO 組織の運動の重要性を考える。
- 3) 広島会場 (2011.2.26(土)、広島国際会議場：コーディネーター 清水 諭)
  - スポーツが築く「平和と友好」に満ちた世界——
  - ・フェアプレーの精神に基づく人間の相互尊重と相互理解に価値を置く文化活動がスポーツであり、それはひとり一人の顔の違いを認識させ、他民族・他国民の単純なステレオタイプ化を困難にさせる。変動する世界情勢にあって国際的に信頼のおける日本を打ち出せるソフトパワーとして、嘉納治五郎以来の体育・スポーツの文化がある。
  - ・基調講演：「スポーツと平和」明石 康 (元国連事務次長、国際オリンピック休戦財団理事)
  - ・パネリスト：真田 久 (筑波大学)、野上義二 (元駐英大使)、山下泰裕 (東海大学、NPO 法人柔道教育ソリダリティー理事長)、衣笠祥雄 (元プロ野球選手)、曾根幹子 (広島市立大学)
- 4) 東京会場 (2011.7.15(金)、グランドプリンスホテル新高輪：コーディネーター 佐伯年詩雄)
  - 21 世紀のスポーツとグローバル仮題への挑戦——
  - ・スポーツが「ビジネス化し、公共財として捉えられ、グローバル化した」20 世紀から、「未完のみんなのスポーツを考え、文化的に自立し、平和と共存を実行する」21 世紀。何を引き継ぎ、何を創造するか。スポーツ「による／で考える／が築く」「公正で福祉豊かな地域生活」、「環境と共生」し「平和と友好」に満ちた世界を創造する使命。スポーツの中核は何か、そしてスポーツ人は誰とどのようにつながるべきかを考える。
  - ・特別講演：「オリンピックバリュー」ジャック・ロゲ (IOC 会長)
  - ・基調講演：「日本のスポーツ：新たな挑戦」橋本聖子 (参議院議員、日本スケート連盟会長)
  - ・パネリスト：鈴木 寛 (参議院議員、文科省副大臣)、遠藤利明 (衆議院議員、元文科相副大臣)、張 富士夫 (日体協会長)、竹田恆和 (JOC 会長)、小谷実可子 (元シンクロナイズドスイミング選手)、菊 幸一 (筑波大学)、佐伯年詩雄 (学法タイケン学園)
- 5) スポーツ宣言採択 (2011.7.15(金)、グランドプリンスホテル新高輪)
  - ・とりまとめ：森 喜朗 (日体協・JOC 創立 100 周年記念事業実行委員会委員長、衆議院議員、日体協前会長)

このように3つの会場がそれぞれのテーマでシンポジウムを行って、そして7月15日に東京会場で総括を行ったわけです。20世紀、スポーツはビジネス化し、公共財として捉えられるようになり、グローバル化しました。そのため21世紀には、未完のみんなのスポーツを考え、文化的に自立し、スポーツによって平和と共存を実行することが求められています。そのため、ここで議論されたのは、「公正で福祉豊かな地域生活や環境と共生し、平和と友好に満ちた世界をスポーツによって考え、築く」という使命、また「スポーツの中核とは何か」ということ、そして「スポーツ人は誰とどのようにつながるべきなのか」ということでした。これらについてジャック・ロゲ、橋本聖子、鈴木寛、遠藤利明、張富士夫、竹田恆和、小谷実可子、それから菊さん、佐伯さんというパネリストの間で議論があり、そしてスポーツ宣言が森喜朗さんのもとで取りまとめられました。100年前に出された趣意書には、国内的には国民体育の充実のため、対外的にはオリンピックなどの国際大会で勝つために大日本体育協会が作られたということが書いてあります。今回のスポーツ宣言は、「はじめに」と「宣言」と「おわりに」という3部構成になっています。

### 3. スポーツ宣言－21世紀におけるスポーツの使命

宣言には3つのポイントがあります。1つ目は最初のところにある「スポーツは自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である」という文面です。これは佐伯年詩雄氏がどうしても入れたかった文面であります。2つ目は「スポーツにはミッションがある」ということです。スポーツを通して、スポーツによって考えるという立場からスポーツの使命について考えるということを明確に述べたわけです。そして3つ目は、スポーツは、「スポーツに携わるものがそのような機会を提供するだけでなく、スポーツ人が主体的にイニシアティブを取ってやることだ」ということです。つまり、ビジネスマンや政治家が利用するためのものではない、スポーツに携わるスポーツ人が主体的にイニシアティブを取ってやることだ、ということです。整理すると、スポーツには、自発的な運動の楽しみを基調とするものであるということと、スポーツを通じた使命があるということ、またスポーツに携わるスポーツ人が主体的に行うことである、という3つのポイントがあるということです。ここでスポーツの3つの使命について考えてみます。

福島会場で議論された1つ目の使命は、「スポーツは、運動の喜びを分かち合い感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。21世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する」ということです。2つ目は京都でのシンポジウムで議論されたもので、「スポーツは身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。21世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する」というものです。広島でのシンポジウムを基にした3つ目の使命は、「スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。21世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する」というもので、以上3つの使命をスポーツが持っているとしています。スポーツ宣言を採択した後、翌7月16日に天皇皇后をお呼びした祝賀式典で皆さんに公表し、宣言を披露し、施行に至っております。

スポーツ宣言がこのような内容になったのには、様々な経緯がありますが、そのうちの 하나가、これまでのスポーツ基本法の成立過程や立国宣言のような、国家がどのようにスポーツを擁護するか支持するか、あるいは形成するかということを決めたスポーツの法案です。

#### 4. 「スポーツ基本法」(2011年8月24日施行)の成立と特徴

##### 1) そのプロセス

スポーツ基本法成立までの流れの中心となったのは、2007年11月に発足した超党派のスポーツ議員連盟です。新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム設置、それから教育再生懇談会第四次報告で基本法の制定を提言し、2009年7月、第171回国会に提出するも廃案。2010年、スポーツ基本法を一部修正の上、第174回国会に提出、継続審議。2010年8月に文科省スポーツ立国戦略が公表され、2011年5月、超党派による議員立法としてスポーツ基本法案を第177回国会に提出。6月、スポーツ基本法成立、公布。そして8月24日に施行、という流れです。(資料『「スポーツ基本法」成立：踏み出されたあらたな一歩』『指導者のためのスポーツジャーナル』289: 44-45, 日本体育協会, 2011.8.20.)

佐伯年詩雄氏は『「スポーツ基本法」を問う』というエッセイの中で、スポーツ基本法について、「同法は議員立法である。だから主体は間違いなく国会スポーツ議員連盟(以下、議連)である」と述べています。しかしここには、「スポーツも含めて、いわゆる『議連』は必ずしも政策集団ではない。数百とも言われる議連の多くは、サークルのようなもので、愛好者団体もしくはそれぞれのロビーの陳情受付団体なのである。スポーツ議員連盟も数年前まではそのような集まりであった。森喜朗、麻生太郎といった歴代総理を会長にするこの超党派組織は、オリンピックやワールドカップなどビッグイベントの優先的な視察を担保にして JOC をはじめとする競技団体や日本体育協会の要請を文部科学省や財務省等の関係省庁に繋ぐ役割を担うと同時に、激動する政局にあっては、超党派の議員間における特有のメタコミュニケーション装置としても機能してきたのである。この議連が新法の制定を目指す「政策集団」に進化したのは、2007年10月、自民党の政務調査会の一つとして、麻生を会長とする「スポーツ立国調査会」が作られ、事務局長の遠藤利明を中心とするスポーツ研究プロジェクトが始動し、政権政党がスポーツ政策立案に積極的に乗り出す方向を示してからである。2008年、同調査会は遠藤レポートと呼ばれる中間報告『「スポーツ立国」ニッポンを目指して～国家戦略としてのスポーツ』を出し、「新スポーツ振興法の制定」を含む自民党スポーツ政策の基本方針を提案した。ここからスポーツ基本法制定の政治的動きが具体化・積極化する。小泉内閣の文部科学副大臣であった遠藤は、トリノ五輪で惨敗する日本選手団を見てスポーツに対する国家的支援の必要性を痛感したと言う。元ラガーであった遠藤は、森とともにラグビー・ワールドカップ日本招致に尽力した経験を通じて、スポーツの大きな社会的影響力を実感し、また国際スポーツ界において低迷し続ける日本を忸怩(じくじ)たる思いで見えてきた。この遠藤が、やはりラグビー出身で日本アンチドーピング機構の理事長河野一郎をブレーンにして、スポーツ政策の具体的な立案に動き出したのである。筑波大学時代からスポーツドクターとして日本代表選手団と深く関わり、それを契機に JOC の理事となり、さらにラグビー・ワールドカップ日本招致の事務局長、東京オリンピック招致委員会事務総長も務めていた河野は、“日の丸スポーツ”を何とかしたい”という思いを糧と絆にして、スポーツ政界のドン森を後ろ盾に、遠藤を実行隊長とする「ラグビートライアングル」を構築し、スポーツ議員連盟を作動させ、国策としてのスポーツ推進のためのスポーツ基本法制定のキーマンとなるのである。遠藤は、公明党を抱き込み、民主党にも呼びかけて超党派の議連を動かし始めた。彼は、議連の中に設置された「新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム」の座長として、議連の勉強会を矢継ぎ早に開催し、有識者を招いて講演を聴かせ、スポーツ立国の実現のために新たなスポーツ法制度を作ることの必要性

を理解させたのである。」そういう中で人選をしてきた中心が河野氏で、法案をどういう風にするかという合同の会議が月1回開かれた。しかし、そこには「議連議員の出席は極めて少なく、10名を超えたのは麻生会長が挨拶に出席したときのみであり、大半のボードミーティングは遠藤のみであった」と書いてあります。(資料：佐伯年詩雄『「スポーツ基本法」を問う：スポーツ立国トンのイデオロギーと実践』『現代スポーツ評論』25: 134-139, 創文企画, 2011.)

この文章には、スポーツ基本法が自発的な楽しみという価値をもったスポーツの思想というよりも手段論として位置づけられたと解釈できることに対する佐伯さんの思いが表れているように思います。そのようにしてスポーツ基本法ができていく一方で、スポーツは自主的な楽しみを基調とし、使命を持ち、スポーツ人が主体的に行うものであるというスポーツ宣言ができてくるわけです。

## 2) 「スポーツ基本法」の特徴 (資料「スポーツ基本法新旧対照表」)

今回施行されたスポーツ基本法において、改正前の1961年のスポーツ振興法から新設されたところをみると、「スポーツは世界共通の人類の文化である」と謳っているところがあります。ちなみに、スポーツ宣言では「スポーツは自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である」となっています。基本法では次のところで、スポーツは「文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている」と述べていて、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」である。そして、「スポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」とあります。「スポーツは……で……だから……されなければいけない」という文章です。また、「スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、(中略)人格の形成に大きな影響を及ぼすものである」とあり、それから、「また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、(中略)地域社会の再生に寄与するものである。さらに、(中略)健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、(中略)国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、(中略)我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、(中略)我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。(中略)これが21世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である」としています。そして最後に、「ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する」と書かれています。

また第二条では、豊かな生活や心身の成長、地域社会への貢献、また障害者も自主的に、積極的にスポーツを行うことができるということが、「スポーツは……だから、……として推進されなければならない」という文体で書かれています。そして「国の責務」というところに、「国は、前条の基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」それが、「地方公共団体の責務」、それから「スポーツ団体の努力」、「国民の参加及び支援の促進」、「関係者相互の連携及び協働」、「法制上の措置等」というように、各段階で書かれています。つまりここで、スポーツというものの内容と、それが国民にとって不可欠であること、そのためスポーツに対して国や地方公共団体は責務があることを謳ったということです。

そして、スポーツに関する様々なテーマについては、「第三章 基本的施策」の「第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整理等」の中で、「指導者」、「スポーツ施設」、「学校施設」、「スポーツ事故の防止」、「スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決」、「スポーツの科学研究の推進」、「スポーツ産業の事業者との連携」、「国際的な交流及び貢献の推進」、そして「学校における体育の充実」とあります。

この「学校における体育の充実」というのが入ったのが非常に大きいと言われていて、つまり体育の充実のために国家や地方公共団体が責務を負っているということになります。

このように基本法で謳うことによって、スポーツが国家や地方公共団体の責務の中で保障されなければならないことが示され、そのために様々な財源を確保したり、要求したり、あるいは文科省の予算に組み込んだりすることができるということが非常に大きい、ということを知野さんなどははっきりと言うわけです。

そのまま新設されたところを見ていくと、「第三節 競技水準の向上等」で「優秀なスポーツ選手の育成」、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会」の開催やそれへ支援、「国際競技大会の招致又は開催の支援」、「企業、大学等によるスポーツへの支援」、それから「ドーピング防止活動の推進」などが謳われており、スポーツ基本法が 51 年前のスポーツ振興法からどのように変わってきたのかということがよく分かります。つまり、国家や地方公共団体の責務を明確にして、スポーツの振興が国家や地方公共団体、国民のためになければならないというような形をここで示している点が重要だと思います。したがって、「スポーツの力」と言われたりしますが、スポーツというのがこれまでどのように捉えられてきて、今後どのように考えていかなければいけないか、ということを知野さん以上に議論しなければならないということだと思います。つまり、これまでのイベント主義やメディア主導の言説、開発主義といった中で、私たち、あるいはこのサロン 2002 に何ができるかということになると思うのです。

## 5. 「スポーツのチカラ」を問い直す

最後に、「3.11 以後のスポーツクラブの力」ということで、ベガルタ仙台のコーチ、大槻さんとともに、地域スポーツクラブのネットワークをずっと研究していて、ネットワークのハブになっている黒須さん（福島大学）の二人から、3.11 以後、スポーツクラブの顔の見えるかかわりの中で様々な連携、支援がなされて今日まで来ているという話を聞きました。これまでの日本のスポーツ 100 年、スポーツ立国論、スポーツ基本法、それからスポーツ宣言、あるいはスポーツの使命について、私たちがこれから先 10 年、20 年、50 年、これをどういう風に捉えていくべきなのかについて、草の根的な日常のレベルから捉える必要性を見いだせると思います。

（資料：黒須充・大槻毅「3.11 以後にみるスポーツクラブの力」『現代スポーツ評論』25: 16-29, 創文企画, 2011.）

## II. ディスカッション

中塚：日本のスポーツ百年をざっと振り返っていただき、かつその 100 年目の節目でどのようなことが起きていたのかということについて、我々は新聞等の報道で部分的にしか知りませんでしたが、その一つ一つの文言がどのように形成されていったのかということも含めて、いろいろ考えさせられる話題提供だったと思います。質問や意見はありますか？

### 1. 「スポーツ宣言日本」ができるまで—過去の反省は？

牛木：スポーツ宣言日本は作文として作られているわけですが、もっと具体的な内容について、例えば過去の 100 年を省みて良いところ悪いところについて検討していく、その上で現在から今後 10 年 20 年、あるいは 100 年を考えようというようなことはないのですか？

清水：それは議論の上で当然出たのですが、トータルコーディネーターの佐伯さんは、この 100 年にあった、例えば戦後復興であったり、スポーツ界が戦争とどのように関わってきたのかといった内



容を振り返るとそれだけで大変な作業になるというので、それはやめることになりました。それでスポーツの使命、根源的な価値をどのように捉えるかというところに目を向けて、これからの未来をどうするかというところをメインにしながら作っていったというものです。だからこれまでの100年をどのように見るかという所については、体協の100周年記念誌でどういう捉えられ方をしているかということになるように思います。

牛木:宣言に盛られてないということではなくて、そういう作業が行われていないということですか？

清水:そういうことです。だから、シンポジウムと「スポーツ宣言日本」の作業部会では、日本のスポーツについて、これまでどのようなことが行われてきたのか、それについての反省についてはやられていないということです。作業の初めのところで、何人かの研究者や専門分野の識者を呼んで、議論したことはありましたが。

## 2. 「スポーツ基本法」ができるとうなるか？

井上:スポーツ基本法は8月24日に成立で、施行はまだされていないのですか？

清水:8月24日施行です。6月に公布されて、8月24日に施行されています。

井上:というのは、結局この法律を受けて、例えば地方自治体レベルで条例がいろいろ変わっていったのかというように、どこが今のところ変わりつつあるのかという質問です。別に法律の話ではなくてもいいのですが、これによってどこが変わっていったのかということについて、何か例はありますか？

清水:これについて、私はよくわからないのですが、やはり財源に関するところではないかと思います。要するに、この法律をもとに予算確保が行われているようです。スポーツ基本法の制定に深く関わった河野一郎氏自身が、現在、日本スポーツ振興センター（NAASH）の理事長になっていて、予算配分をする大元のところに移っているわけです。スポーツ界の様々な状況・情報を取り込んで、国家予算から、文科省として、あるいは外務省の国際交流として、また文科省の中でも国立競技場の改修をどれくらいするかとか、様々な予算組みをし、配分していく。そうした流れで、それが徐々に地方に回っていくのだと思います。これが実際、地方でどういう風に動いているのかというのは、現場の声を聞きながら考えていくしかないでしょうね。

井上:地方というか我々ですね。実際でもどのように変わるのか。

中塚:順番としてはスポーツ基本法という、理念を描く法律ができて、その次にスポーツ基本計画というのができるわけですね。

清水:そのとおりです。

中塚:それを今作っている最中で、たぶんそれが仕上がってきたら、その地方自治体版みたいなのが順次出来てくるのではないかと思いますけどね。

落合:いま仰ったように、スポーツ基本計画の第一次案がたぶん2月くらいにできてくると思います。

それによってなのでは、じゃあ地方自治体がそれに対してどう動くかというのは、まったくもって見えない。僕らが取材していないからわからないのですが、(取材が)できたとして地方自治体がそれに対して予算をつけるかというのは、今の経済情勢を見ると非常に疑問をもつところであります。

中塚：以前のスポーツ振興法でいうと1961年に振興法ができたにもかかわらず、スポーツ振興基本計画ができたのが2000年なので、ものすごく時間が経過しているわけです。スポーツ振興基本計画が出てきた前後に、いろいろな自治体で、自治体ごとのスポーツビジョン、マスタープランを作っているはずですが。僕もひょんなことから東京都北区のマスタープラン作りに関わったことがあって、計画はこのようにして作られていくのかということを経験しました。それがどの程度実現しているのかはわかりません。

参加者：「地方スポーツ推進計画」っていうものの上と下がほとんど変わらないなって思ったのですが。むしろ理念の部分で言うならば、とにかくスポーツをこれだけ優先してやらなくてはいけないということがずいぶん書かれているなどは思いましたけれどもね。

### 3. 「スポーツ基本法」成立の“政治的”背景

参加者：一応国がスポーツ基本計画を出したときには、各自治体もそれに則ってマスタープランを作るようにという指導は入っています。そのため、一生懸命あわててつくったところもあるというわけです。質問ですが、結局50年間、スポーツ振興法はほとんどほったらかしだったわけですね。まず40年間基本計画ができない。50年ほったらかしにしていたことを、なぜここへ来て急ピッチで仕上げ、基本法を通そうとしたのかということについて、何かわかることがあればお聞きしたいと思うのですが。

清水：これは先ほどの佐伯さんのエッセイに関係することです。森、遠藤、橋本聖子といった自民党の面々が指導しながら、河野さんなどと連携し、そしてその後民主党政権ができて鈴木寛さんなどがずいぶん動いてきた。しかし、鈴木寛さんなどの動きも結局自民党の森さん、遠藤さん、橋本聖子さんの力に吸収されていって、今回の100周年の式典や、東京のシンポジウムなどでもそういう自民党の人たちのシナリオがずいぶん反映されてきたのではないかなと思います。それを佐伯さんは憂いているところもあります。そういう中で2007年くらいに、彼らが集まって議論をしたようです。おそらく、ただ単にオリンピックでメダルを取ろうということを目的にするだけではない、何かがあったのではないかなと思うのですが、そのあたりはちょっと私にはわかりません。

牛木：僕が理解している限りでは、いろいろな要素があるのだと思います。一番基本的な基礎は、文部省のお役人には、お金を要求するための根拠というものが必要だということです。その中で一番重要だったのは、オリンピック選手にかかるような選手強化というところに対して国のお金が出せるような法律を作りたいというのがあります。官僚が裏にいて政治家を動かしてこのような法律を作るわけです。最初自民党が与党のときには、トップレベルの援助の方が先にありました。そのとき民主党は野党ですから、民主党は反対して国民スポーツのほうを先にもってくるべきということで議論が行われました。そして民主党が政権を取った後で自民党にも公明党にも妥協して、最終的に共産党も入れてこの基本法ができたということです。基本法を作りたいという文部省や体協の考えの一つは、文化基本法ができたことで文化庁ができて、それでスポーツよりはるかに大きい予算がつけられているということがあるのです。基本法ができたから、スポーツ庁ができるかと

いうと、これは非常に怪しいのですが、できれば予算を取りやすいだろうということです。ですが、本来なら、スポーツ界が政府からお金をもらうことが良いかどうかから、まず議論しなくてはいけないと思います。僕がスポーツ記者になったころには、体育協会は東竜太郎がやっていて、政府の干渉を受けるなという姿勢だったわけです。政府が施設なんかを作るのは良いけれども、運営費とか派遣費といったお金は、競輪からもらうのは良いとしても、政府からもらってやるというのは良くないというような議論がおこなわれていたわけです。しかし、今回の場合はそういった議論が全くありません。どっちが正しいかということは別問題として、本来はスポーツが政府に依存していいのかということから議論を始めるべきだと思います。基本法には理屈、理念が書かれていますが、本質はお金をどうやって出せるかということなのだと思います。

清水：政府官僚の中で、プロジェクトベースのお金の取り合いにだんだん変わっていく中で、2000年代からこうした形にしないとお金を取れなくなってきたということもあるのではないかと思います。

中塚：遠藤さんというのはどういった方ですか？

清水：実際に会って話したこともないので、山形県出身で、ラグビーをしていたことのある衆議院議員ということだけしかわからないところです。

中塚：この「遠藤以外の議連議員の出席は極めて少なく」というところがサロンのメーリングリストでも一回回ってきたのですが、それがここに書かれている話ですね。要するに、ちゃんとみんなで議論した上で出来上がっているのかというプロセスの問題。そして仕上がりを見てみると、これは体育となんら変わりはないのではないかというように思うわけです。

井上：この策定にあたって私もフランスのスポーツ基本法案に携わったいろいろな方に話を聞いたのですが、先ほどの佐伯先生の話やビデオの部分とも似ていて、スポーツとは非常に重要なものであるということを入れたかったということです。あとフランスの方がもうちょっと体育に近いのです。つまり大観衆を収容する巨大なワールドカップスタジアムを作る前に国民がスポーツをするための市民グラウンドを整備するという意識が強かった。それはむしろ法律のほうが古いからだと思います。フランスでは、スポーツは国民の義務であるみたいに書いてあります。

中塚：それは日本みたいに、国民の義務のような形で、体育からスポーツが始まったような国とは全く背景が違うから、そういうところに盛り込まないと、というもあったかもしれませんね。

落合さんはこのあたりの経過もずっと取材してこられたのですか？

落合：当時大阪にいたのですが、自民党のスポーツ立国調査会ができた後くらいから取材に行ってきて、遠藤さんにも一応会いました。裏の話はわからないのですが、表に出ていることとして、自民党が主導で公明党が乗って、政権交代があって民主党が出てきて、そこに共産党も入ってという経過は押さえています。

#### 4. オリンピックのメダルと生涯スポーツ振興のバランス

参加者：再三ここに書かれているように、基本法は全会一致で成立したため、全然議論も無く、メディアとしても何が争点でどうしたこうしたというのを全く伝える気がなかったというのはあります。

そこはまさに挙国一致、国会、予算発生ということの危うさ、キャンペーンというものの怖さだと思います。みんなが同じ方向に向かってしまう。スポーツは良いものだというのが、一般的な皆さんの理解だと思います。しかし、実際はいろいろな問題やマイナスな部分があるわけです。そう思って出てこないままに、オリンピックのようにメディアで表れる部分だけが脚光を浴びて、でもオリンピックが終わるとまったく何も知らなかったかのように振舞うわけです。今回は、メダル数世界第5位という目標をJOCが出しているのですが、じゃあ世界第5位のメダルを取ることによって、僕らの一般の身近なスポーツ競技はどう変わるのですか？ 先ほどビデオで、アテネで金メダルを東京オリンピックと同じ16個取ったとありましたが、それによって私たちのスポーツ観はどうなりましたか？ こうしたことがなかなか考慮されておらず、当然メディアも伝え切れていないわけです。じゃあどう変わるのでしょうか？ 5位になったらそれはどう変わるのですか？

牛木：オリンピックでメダルを取ることが良いことだということが初めから前提になっていて、そして世の中がそのようになっていくわけです。外国でもトップレベルに対して援助がおこなわれるようになって、日本もやらなければ負けるぞというのがひとつあるのです。一般のスポーツの振興ももちろん基本法の中に入っているのですが、それとトップレベルとの関係がどうなるのかということについて明確なことはどこにも書いてない。これは非常に現代のスポーツの大きな課題であるにもかかわらず、このスポーツ宣言はそれを避けて通っているわけです。先ほど過去100年の総括はしたのですかと聞いたら、それはやらないとおっしゃいました。やっているけど、ここには書ききれないから載せていないのかと思ったら、最初からやっていないという話なのです。過去100年のスポーツを総括しないで未来の100年の議論をしてもしょうがないのではないか、というのが僕の意見なのですが、それは少数意見なようです。誰も省みてくれない意見です。

参加者：朝日新聞が昨年末に「市民とスポーツ」ということについて世論調査を行いました。この中で非常に面白かったのが、「国に力を入れて欲しいのは？」というようところで、「スポーツに親しめる環境づくり」が50%で一番多かったということです。一方、「世界に通用する選手の育成、競技力の向上」というのは16%にすぎなかった。実は去年の1月くらいに読売も同じような調査をしているのですが、この結果とほとんど同じなのです。つまり、トップの人にお金を使うよりも、もっと身近な私たちのスポーツ環境を良くして欲しいというのが、実はいわゆる国民の声なのです。でもお金の使い方の実態を見ると、そのようになっていません。一般の国民の考えている話が、政策を作っている官僚や政治家に届いてないというのが現状なのかな、と感じます。

井上：それはさっきも言ったように、ワールドカップスタジアムを作るのか市民グラウンドを作るかという議論とも関係していますね。フランスの場合はそれがあって、立候補したときから開催までにいくつかの町が開催候補から落ちたわけです。そのときはそういうものなのだと思っていたのですが、今回スポーツ基本法の話聞いていて、そういったことがあったのだ、ということが10何年も後になってわかりました。

## 5. 「スポーツ基本計画」をどうつくるか

中塚：そもそも政治家にどれだけ本当に決定権があるのでしょうかね。決定権はあるだろうけど、実質は官僚が作っていて、ただ乗っかっているだけかもしれない。政治家の人たちがちゃんとスポーツの議論をできるのか、というところに不信感があるわけです。もっとちゃんとスポーツの現場でやっている人の集まり、サロンのようなところで、こういったスポーツ基本法を作ったほうがよっぽどいいのができるのではないかな、という気がします。

牛木：これは基本法なので、実際にいろいろな施策については、それについての法律をまた別に作らなくてはなりません。そして基本計画をどういうふうにするか、どういうふうにするかというのは、推進会議という各お役所の協議会で行われるのです。それで法律ができて、それに伴う措置をする予算も出るわけですが、今の状況ではなかなかそこまでいかない。基本法はできて、それを実際にやるための基本計画を作って、それが都合悪いから直そうというのは、厚生労働省や国土交通省の意見が調整できなければできないことなのです。もうそれはこの基本法でそうなっているのです。

井上：牛木さんのおっしゃったことは、戦後日本国憲法ができたけど、実際には選挙法が改正されないと、女性には参政権が与えられないという、そうした状況と似ているわけですね。

牛木：それと似たようなケースになるわけですね。

先ほどの推進会議について、30条にあるのですが、「スポーツ推進会議を設ける。それは文部科学省および厚生労働省、経済産業省、国土交通省、その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。」これだけの役所の利害を調整するのは難しいですよ。

中塚：清水さんは基本計画作りといったところに関わることはできるのですか？

清水：いやいや、僕は全然関わっていません。河野さんはメンバーに入っていますが、僕は政策に関するところは、専門としていないので…。でも、もう何回か議論されていると思います。

牛木：実は僕は1956年から新聞記者でスポーツ行政を担当したりしてずっとやってきましたから、スポーツの100年の半分以上に関わってきたわけです。それでその半分以上の中で、スポーツ振興法ができてですね、それを改正して基本法にするまでの間に、変えなくてはならないことがたくさん起こっているのです。それは文部省のお役人はみんな知っているはずですよ。だから政治家の要望で基本法ができたというよりも、振興法が現実に合わなくなったから、変えなくてはならないというのが一つの流れだったというわけです。だから基本法はどうしても作らなくてはならなかったのです。「やめる」という手もあります。スポーツに法律はいらない、という議論もあって、スポーツの法律はない国もたくさんあるのです。だから「やめる」ことも出来るのですが、もしスポーツ振興法をそのまま置いておくとしたら、実態と合わなくなっているところを変えなくてはならない。例えば、アマチュアリズムはもう崩壊しているのです。しかしスポーツ振興法制定当時のスポーツ界の理念はアマチュアリズムだったわけです。またトップレベルに対して、オリンピックで金メダルを取ることに政府が関与する、というのが世界の風潮になっている。それが良いかどうかは別問題として、そういうことをもしやろうとするなら振興法は変えなくてはならない。このようにいくつも変えなくてはならなくなる部分があったわけです。ところが基本法やスポーツ宣言の議論の過程で、僕の知っているだけでも60年、さかのぼれば100年の間の変化といった、過去に対する総括は全く行われていない。それによって実際には新しい方向が必要だということがあるはずなのに、総括が行われた形跡がない。それは新聞の方がやっている。僕らはよくこういう会議で、みんなマスコミが悪いと攻撃されますが、僕らに言わせればマスコミの方がやっていて、むしろ皆さんの方がやっていないのではないかと言いたいくらいなのですが、どうですか？

中塚：研究者はやっていますよね？

清水：いろいろな側面からそれぞれやっていると思います。まあ、いま牛木さんが言われたような総

括をトータルに、深く、いろいろな人が集まってやるというのはまずないですね。

中塚：ほんとは学会のような、識者がいっぱいいるところで、そういうことをきっちりやらないといけないですね。ただ識者はなかなか互いに協力しあいませんからね（苦笑）。

## 6. スポーツ振興の財源をどう確保するか？ 今後の展望は？

参加者：国との関係をどうするのかというのは、これはたぶんそれこそ 100 年前の話だと思います。それこそスポーツというのが認知されていないときには、国のお墨付きが一つ大きなところだったわけです。オリンピック参加に際しても国から補助が出る。そうやってスポーツは社会的に認知を広げていったという戦前の歴史があるわけです。それから一時離れようとしたりもしますが、結局現状では、事業仕分けでも主役となり、それに対してやっぱり予算を編成できないとか、してはいけないという議論があり、選手が政争に介入するということもあるわけです。その中で、ここにきて、先ほどおっしゃった河野さんが理事長をやっている NAASH というところにお金が多く流れているわけです。もう文科省はそっちをメインにお金を配分するようになって、JOC に対しての金額と逆転しているわけです。国は国で、直轄でやろうと競技団体に任せずに NAASH を通してお金を分配してやるという流れができています。それに対して JOC と体協はどうするかというのは、周りにとって一つの分岐点となっています。国との関係はどうするのか、国にすがって金が欲しいと言うのか、自分たちで新しい財源を確保しようとするのか、というところにきているのかなと思います。

牛木：例えばトトカルチョのお金でオリンピックに選手を派遣するのであれば、オリンピックに反対の人はトトカルチョを買わなければ良いわけですから、合理的なわけです。しかし政府のお金をオリンピックのために使うとなると、オリンピックなんかやらなくて良いよ、金メダルなんかいらないよという人々の税金も使われるわけです。だからトトカルチョみたいなものを全部、トップレベルのスポーツのほうに充てて、政府予算は多くの国民にとって役立つようなスポーツ施設とかの方で使ったらどうかというのが一つの議論として十分成り立つと思います。しかし実際はそうはならなくて、トトカルチョのお金の半分は財務省が持っていくというようになっているのです。

中塚：歴史は繰り返す、ではありませんが、例えばモスクワ・オリンピックボイコットのときに、政府の補助金で全部やっているこの国のスポーツはこのままではいけないというところから、JOC の独立、自前の財源を持たなければいけないという話になりました。それが、やっぱり国の予算である程度やれるところはやってもらわないとうまく回っていかないとなっている気がします。結局スポーツの中でお金が生み出せないから、また振り出しに戻っているという感じがしますね。

牛木：トトの金をもっと全額スポーツにやるように運動を起こしたらどうかと、体育協会の人に言ったことがあるのですが、トトの収益は安定していないからそんなことは困ると言われました。僕は国民の税金だってこの不景気には安定していないと思うのですがね。というので、トトのお金を増やそうというのにスポーツ界そのものがあまり積極的でないわけです。だから僕はスポーツ界そのもの、特に今の日本体育協会には相当問題があると思います。事務局長か専務理事の方が、我々は文部科学省の下請けであると公言するわけですから。

参加者：文科省の事業に対してうちが窓口業務をやりますよ、というのを公言するというのは、現実的に下請け的な存在とはっきりなっているということで、自分たちからやろうということではないわけですね。

牛木：スポーツ界が、自分たちでこういう仕事をしたいと、そのうちのこの部分は政府が後援するのが当然だからそれをやれ、というような態度ではないのですよ。僕が新聞記者になったころの体協はそういう態度だったのです。スポーツについての仕事は、自分たちでやる。政府がやるべき部分を、ちゃんと政府がやれ、という考えでした。そのころの体協の事務局なんて小さなものでしたが、お役人の天下りはなかったですからね。今はお役人の天下りですから。だから、いまの日本のスポーツ界は駄目だなと思うわけです。僕らから見たらひどい作文である「スポーツ宣言」を作って仰々しく出したが中身はないですね。関係された先生の目の前で言うのもなんですが、やはり嘉納治五郎の文章のほうがずっと格調高いですよ。嘉納治五郎のほうがはっきりしています。オリンピックに参加する。そして国民の体力を向上させなければならない。この二つのことを明確に、具体的に書いている。文章は古いですが格調高い。スポーツ宣言のほうは単なる作文です。一、二、三って書いてありますが、一の中にいろんなことが書いてある、二の中にいろんなことが書いてある、三の中にいろんなことが書いてある。三はフェアプレーかと思うとそうでもなくて、平和と友好もあるという感じ。一は地域のスポーツを盛んにしようということかと思うと、人権や思想というそういうことも入ってくるなど、要するにどこから読んでも都合の良いところだけ取れるような官僚的作文なのです。関係された方がいらっしゃるのに申し訳ありませんが、僕はまったくこれを評価していないのです。

北原：東大和市体育協会という、東京都の非常に小さな団体のサッカー協会の会長なのですが、体育協会の会議に行くと、補助金をいかにもらって、その書類をいかに書くかということがメインテーマなのです。都市のレベルでは、自分たちで金を作り出して、何とかやろうとすると、そんなスポンサー探してきてはいけないと言われるわけです。サッカーがそういうことをやろうとすると、そういうことを勝手にやってもらっては困ると。市が与えた補助金だけでこの大会は成立させて欲しいと。それでプラスして賞金をつけたいとか、賞品をつけたいとかいうことを言うと、そういうことはやってはいけないと言われるわけです。

中塚：そういう体質は全国津々浦々に未だにあるのでしょうかね。

ということで最後まで元気の出ない議論でしたが、最後に清水さんから全体を通してお願いします。

清水：今日議論してきた「スポーツ宣言」と「スポーツ基本法」が出される一方で、「新しい公共」なる言葉がありますが、どのような意味と意義をもつのか、何となくよく分からないし、言葉が泳いでいる感じがします。NPO、NGOと地域スポーツの作りの中で、基本法や地域スポーツの組織について、鈴木寛さんなどがいろいろやっではいるし、語っているのですが、今日のような議論や、今後の方針などについて、なかなか深まっていけない中で進んでいる。私たちが実践しているスポーツについて、現実問題としてどのように展開すべきかが、ちょっと見えないまま進んでいる状況なのだと思います。誰がどういう形で取りまとめ、方針を出したのか、そして今後どうなるのかということもよく見えないわけです。こうした点の議論が、やっぱりまだないなという感じですね。

中塚：ありがとうございました。

(続きは「ルン」で)